

# 新年を迎えて

農林水産省農産園芸局植物防疫課 こ古 ちや茶 たけ武 お男

新年を迎え、「植物防疫」の読者の皆様方に新春のお慶びを申し上げます。

昨年は、米の豊作による在庫の増加、O-157の発生によるカイワレダイコンやレタスなどの生食用野菜の大幅な需要の減少や、ニンニク、ショウガなどの野菜の輸入量の急増が国内生産者に大きな影響を与えるなど、農産物の安定的な生産や供給という面からは、考えさせられることの多かった年であったと思います。

病害虫の発生や被害の面では、昨年は春からの低温傾向でもち病の発生が心配されました。しかし、8月以降天候が回復したことから大きな被害を免れることができました。一方で、昨年は果樹のカメムシ類が大発生しました。冬期の越冬密度は異常に高く多くの注意報や警報が発令され、現在のカメムシ類に対する防除技術を最大限利用した対策が実施されたと思いますが、地域や果樹の種類によっては大きな被害がみられたことは残念なことであり、防除法の更なる開発が必要です。

このような病害虫による農作物への被害に加え、近年においては、各地において獣類の被害が目立ち、被害の回避対策を求める声が強くなってきています。特に以前はあまり被害のなかったサルとシカによる被害が顕著に増加してきています。農林水産省では、昨年8月に植物防疫課を事務局として急拠「鳥獣害対策推進省内連絡会議」を設置して被害の回避対策の検討を進めています。対策は、当面圃場周囲への侵入防止柵の設置などを中心とせざるを得ず、決め手を欠く面もあるのですが、学識経験者や実際に被害の防止に当たっている地元の関係者の意見を聞きながら本年3月までに具体的な対策をとりまとめることとしています。

農薬に関しては、環境への影響に関する検討や対策の充実を求める声が強くなり、更に農産物生産コスト引き下げのための農業生産資材対策が昨年に引き続き課題とされています。水質や大気への農薬の影響について具体的な対策を求める動きとしては、ゴルフ場で使用される農薬に関する排出基準の拡充、水田ばかりでなく畑地等で使用される農薬について水質汚濁の観点からの再検討、航空防除による環境への影響評価の検討、などの動きがあ

ります。このような動きに対しては関係する知見を日頃から収集、整理し、必要な調査研究を進め、適切な対応を行っていくことが必要と考えています。

植物検疫については、植物防疫法の関係条文が昨年の6月に改正され、本年春の施行を目指して具体的な改正内容をつめる作業や、関係する多くの通達を改正する作業などがほぼ終了した段階です。改正される内容のうち輸入者など関係者に影響があると考えられる事項は3項目です。その第一は検疫の対象としない病害虫（言い換えれば輸入時の農産物の検査で発見されたとしても消毒命令を受けない病害虫）を貯蔵害虫を中心にして、数十種類指定することです。第二は、輸出国においてその国の植物防疫官による栽培地での検査を義務づける植物（野菜の種子が中心）を指定することです。第三は、現在その寄主植物が輸入禁止とされている病害虫の見直しを行うことです。種類数は少ないのですが、禁止対象として新たに指定する種類や、禁止から除外される種類もあるものと思います。また、新たな知見に基づいて、既存の輸入禁止対象病害虫の発生地域や寄主植物の見直しも行うこととしています。このほかにも数項目の改正事項がありますが、関係者の皆様方に大きな負担が急激にかかることを避け、また、検査現場での混乱が起らないように注意しながら、新たな改正植物防疫法の施行を行う必要があると考えています。

近年の病害虫防除や農薬を巡る厳しい情勢を考慮すると、植物防疫に携わる関係者の相互の連携は非常に重要であり、植物防疫に関する情報を関係者が迅速に伝達し合い、共有しておく必要があります。日本植物防疫協会が開発を進めてきた植物防疫情報総合ネットワークシステムが、本年4月から運用を開始すれば、関係者の連携の強化が一層進められるものと思います。提供が可能な情報は、当面、注意報、警報、特殊報などの発生予察情報、新規登録された農薬の最新情報などです。しかし、いずれは輸出入植物の検疫検査の結果に関する情報なども本ネットを通じて伝達できるようになるものと考えておりますので、関係者の皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。